

学習指導要領の改訂の経緯(3)

栃木県総合教育センター 池守 滋

2 専門部会の審議

教育課程部会の下に、専門部会を教科・分野別に設け、専門的な見地から検討した。さらに、社会と理科では義務教育と高等学校段階別に専門部会を設けるとともに、小・中・高の各学校段階別の部会において全体的な検討も深めた。

学習指導要領の見直しの検討に入る以前から、義務教育に関して学習全体を見通しての検討を行ってきた専門部会があることが、今回の特色でもある。これは、教育改革の一環としての「義務教育の改革」が注目され、全体的な改訂の審議以前から中央教育審議会に検討が依頼されていたことによる。このため、義務教育の検討課題は、比較的早くまとまっていたといえる。

専門部会においては、各教科等の専門家（大学教授）、現場の学校代表（校長、教諭）、教育

委員会指導主事などで構成された。

(1) 高等学校専門部会

高等学校の教育については、教育課程部会の下に高等学校専門部会を設け、高等学校教育に関する全体的な検討を行った。

今回は「生きる力」の育成のため、「総合的な学習の時間」の導入、必修教科「情報」の新設、専門教科「情報」、「福祉」の新設、必修教科における選択科目の導入、さらに、学校5日制への対応するため、卒業単位数の縮減や教育内容の精選など、これまでにない大きな改訂を行った。今回の改訂においては、義務教育の改革が主であるため、高等学校教育については、基本的に大きな変更をしないことが前提とされた。しかし、「教育再生会議」による「徳育」の検討から高等学校でも「道徳」を教科とし必

高等学校教育に関する論点案

1. 高等学校教育の共通性と多様性について

高等学校進学率が約97パーセントとなり、生徒の能力・適性、興味・関心、進路等は多様化している。このような生徒の実態の多様化に応じて、各学校において教育課程を柔軟に編成することができるようにすることが求められている。

他方、高等学校が国民的な教育機関となっている現状を踏まえ、高校生の発達段階に応じた教育内容の共通性を考慮することが求められている。

このような現状において、高等学校教育における共通性と多様性についてどのように考えるか。

特に、高等学校教育として生徒が共通に学ぶべき内容として、具体的にどのようなものが必要か。

また、生徒の多様化に対応するため、必修科目についても複数の科目の中から選択できるようにする現行の「選択必修」の考え方について、どのように考えるか。

2. 高等学校における教育課程の改善について

確かな学力、豊かな人間性、健康や体力の育成のために、高等学校の教育課程上、具体的にどのような教育内容や教育活動が必要か。

特に、確かな学力の育成の観点から、例えば、国語力の育成、理数教育の充実、外国語教育の改善、総合的な学習の時間の充実について、さらに検討すべき具体的な課題は何か。

また、青年期にある高校生に対し、規範意識を高めることや人間としての在り方生き方を考えさせることについて、公民科や特別活動をはじめ教育課程上どのような改善が必要か。

さらに、ニートの問題等が指摘される中、高等学校におけるキャリア教育の充実のため、教育課程上どのような改善が必要か。

履修とするか、「世界史」の未履修問題から地歴科・公民科の必履修科目の見直しをするかなど高等学校教育に関しても、急遽、検討を行う必要が生じた。その検討の結果、高等学校での「道徳」の導入、「世界史」の必履修の見直し（教科、科目の再編も含む）は、先送りとなった。

また、全国高等学校長協会から、改訂についての要望書が提出されている。

(2) 高等学校の必履修科目の未履修問題について

平成18年10月に、富山県の県立高等学校において学習指導要領で定められたすべての生徒が履修しなければいけない科目（必履修科目）である「世界史」を履修させていないことが判明した。さらに、調査の結果、必履修科目の「世界史」を履修させずに、「日本史」を履修させ

必履修科目の未履修状況(文部科学省調べ) (18年11月20日時点)

	総数	該当数	割合
学校数	5408校	663校	12.3%
第3学年の生徒数	1161926人	104202人	9.0%

ている学校が全国的に多数あることが明らかになった（他に、「家庭」や「情報」などが未履修である学校があった。）。

高等学校における未履修問題は、公教育に対する信頼を著しく損ね、学習指導要領そのものの意義や在り方、高等学校教育や大学入試の在り方など多くの課題を投げかけた。そのため、高等学校の必履修科目の在り方や大学入試の改善について中央教育審議会で検討を行った。(平成19年3月には、一部の中学校においても学習指導要領に定められた教科等を開設していないことも判明した。)

全国高等学校長協会の要請書

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会長 木村 孟 様

全高長 第65号
平成17年11月7日

全国高等学校長協会会長 甲田 充彦

現代では社会の変化がはげしいので、生涯学習の必要性が高まっています。そのためには学校という集団を生かした学びを通して、発達段階に応じて、基礎学力・スキルとして「何」を「どの程度まで」習得させるかの検討が必要となります。
高等学校教育の更なる充実・発展を目指し、下記の点を検討されるよう要請します。

記

1 指導要領検討に当たっては、小・中・高・大の連携・系統性を視野に入れて頂きたい
これまでの改訂は義務教育内での理想完結型に終わり気味で、義務教育と高等教育の間にある高等学校は、理想を現実につなげる努力の中で、ユトリ喪失の実態があります。
義務教育修了者の97.6パーセントが進学してくる高等学校は多様化の一途をたどっており、一人ひとりの「高校生」が持つ学びの目標や生きる夢も様々です。
高等学校教育多様化の流れは止められないから、1)個への対応のため、高等学校学習指導要領の基準性をさらに強調するのか、2)発展的な内容の学習について高等教育側とどう調整していくのか、3)ユニバーサル時代に突入した高等教育との接続は、各学校裁量拡大の方向で考えるのか、明確にさせていただきようお願いします。

2 改訂の際、「小単位多数科目学習」スタイルからの転換を図って頂きたい
高校生一人ひとりが効果的に学び、その内容を確実に自分のものにしていくには、量や学び方に工夫が必要です。
20世紀は「科学の世紀」と言われ、人類はその恩恵を大いに受けました。「科学」は対象を細分化して極める学問で、その流れを汲む細切れ教科の学習では、生徒の学習負担も大きく知識・技術とも定着しません。全体像や関連性が見えにくいです。
現状よりもっと大きな単位枠での学習を通じ理解を深め、相互関連・曖昧部分の探求をさせたらどうでしょうか。それが知の探求心や多様な生き方に繋がると考えます。

3 学ぶ対象である教科目と学びのツール・学び方の分離をお願いしたい教科「情報」は教科学習に必要なツールという側面を持っており、また「総合的な学習の時間」は学び方を学ぶ面で重要です。
高等学校段階では、「総合的な学習の時間」を「学校設定科目」を含む教科内、あるいは2教科目以上の合科学習の中で活用する方向が適しているのではないのでしょうか。
すでに「学ぶ」段階から、「活用する」段階に事態は進んでいると考えます。

第3章 高等学校職業教育の改善

第1 産業教育専門部会の審議経過

今回の学習指導要領の改訂においては、前回の「教育課程審議会」に相当する審議の場として、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に「教育課程部会」が置かれた。高等学校の職業に関する教科においても、「教育課程部会」の下に、他の教科ごとの専門部会と同列に「産業教育専門部会」が置かれ、審議された。前回までは、「産業教育及び理科教育審議会」において職業教育について審議・答申され、それを受けて「教育課程審議会」において学習指導要領全体を答申する

体制であった。今回からの改訂審議では、普通教科の「国語」や「数学」などと同等の「産業教育」の検討であり、「農業」「工業」「商業」「水産」「家庭」「看護」「情報」「福祉」の8教科併せて一つの専門部会での審議であった。

また、産業教育に係わる担当部署が、平成13年の中央省庁等改革により旧文部省の「職業教育課」から文部科学省初等中等教育局参事官になり、さらに高等学校の学習指導要領が告示された後の平成21年4月からは初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室へと変遷した中での改訂であった。

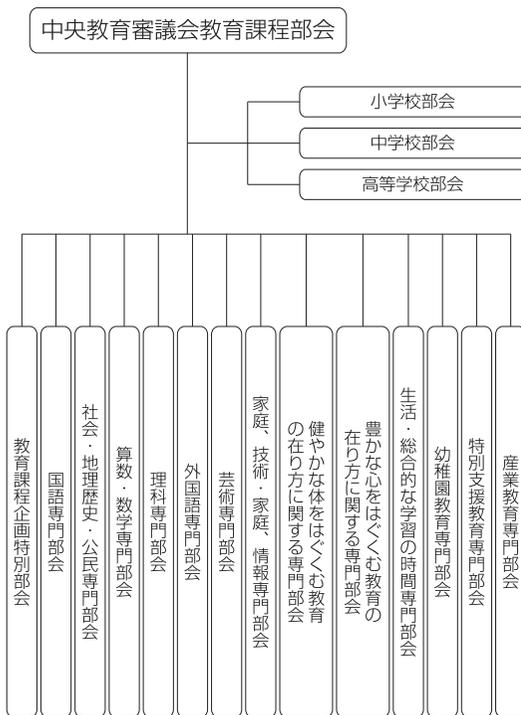
産業教育専門部会では、まず平成7年の「スペシャリストへの道」を受け平成11年に改訂された現行の高等学校学習指導要領における各専門教育・高校の現状の検証が行われた。続いて、少子化の中、全国的な高等学校再編に伴って、従前からの農業高校や工業高校を改編・統

合し、産業高校や技術高校という名称の学校が増えていることへの方策、職業教育として3年間で身に付けさせる知識・技術は、最低25単位（普通教科との代替をすれば20単位）で身に付くかなど、学校、教育委員会、学校、関係機関のヒアリングを通して、具体的な検討を行った。さらに、文部科学省が産業教育振興のため実施してきた施策（「目指せスペシャリスト事業」など）の成果を学習指導要領改訂にどのように活かすのかなども検討された。

開催状況を見て分かる通り、平成18年8月末までに論点整理を行っており、まとめへ向け方向を定めていた。しかし、教育基本法の改正の遅れなどにより審議が1年間あまり休会となった。翌年6月の教育関係3法の改正を受け、産業教育専門部会も8月末から再会され約3週間で3回の検討でまとめ、終了した。

教育課程部会の検討体制(案)

資料4



産業教育専門部会 (第1回配付資料) H18.4.24

産業教育専門部会の開催状況と審議題

- 第1回 (H18.4.24)
産業教育の現状と課題、改善の方向性について
- 第2回 (H18.6.2)
産業教育の現状と課題、改善の方策について
- 第3回 (H18.6.22)
各教科の現状と課題について
- 第4回 (H18.7.14)
ヒアリング
・和歌山県立南部高等学校、東京都立六郷工科高等学校、静岡大学、三重県教育委員会
- 第5回 (H18.7.31)
ヒアリング
・有限会社五領ヶ台ガーデン、株式会社デンソー、株式会社イトーヨーカ堂、宇都宮商工会議所
- 第6回 (H18.8.7)
論点整理
- 第7回 (H18.8.30)
論点整理②
- 第8回 (H19.8.31)
産業教育の改善充実について
- 第9回 (H19.9.7)
産業教育の改善充実について
- 第10回 (H19.9.20)
産業教育の改善充実について

産業教育専門部会論点

- 1 産業社会の変化に伴い、社会や企業が専門高校に求めるニーズが変化しているのではないか。
- 2 産業社会の変化に伴い、専門高校に学ぶ生徒の職業意識が変化しているのではないか。
- 3 新たに求められる職業能力や資質（職業倫理等）について検証する必要があるのではないか。
- 4 これらを踏まえ、専門高校における現行の教育課程の基準（学習指導要領）をどのように見直すべきか。

第2 産業教育専門部会の審議結果

産業教育専門部会での審議は、国として高等学校の職業教育の方向性を定めることである。しかし、従来の単独審議会と異なり、全体的な検討のみで、各教科・専門科目の検証をはじめとして、特に今後の産業教育の具体的方向性が不十分であった。これは地域主権（地方分権）が進む中、各地方が設置者である高等学校の方向性を国が指し示すことが難しい状況になってきたことも影響している。

現場教員としては、どのような新しい科目ができるのか、あるいはどの科目がなくなるのかに興味・関心が高い。専門部会においても今回の審議は全て公開であったが、学校現場までは逐一審議状況が伝わったとはいえない。なお、当然、専門部会の上位である教育課程部会などでも平成19年10月に専門部会報告や答申案として公開されている。具体的な科目の審議は2回しか設けられなかったが、約1年間の休会中に十分に内部検討がされていた。ただし、第7回では、科目の新設を述べてある教科とない教科があったり、第9回では科目削減の方向が、約2週間後の第10回には科目増の方向が出たりするなど、不安定であったことも伺える。また、科目の配列や科目名の検討状況も、公開されるごとの変遷により分かり、興味深いといえる。

まとめとして

これまで係わってきた学習指導要領の改訂経緯の概略を述べてきた。今回の学習指導要領は、学習指導要領改訂の論議に入る以前から、

義務教育の改革については話し合われており、我が国の国際的な学力低下の中、迅速な改訂が求められていた。また、新しい行政組織と新しい審議会での初めての改訂であり、「国から地方へ」の大きな行政改革の流れの中でもあった。さらに、学習指導要領について首相直属の会議でも同時並行で審議された。このように、これまでにない状況の中での改訂作業であった。小学校・中学校を中心としたこれまでにない新しい学習指導要領の基で、新しい考えの教育を受けた子どもたちが高等学校に入学するのは間近である。高等学校でも理数・英語を中心とした改革が行われたが、もう一度、学習指導要領改定の趣旨を確認し、各学校における教育成果を確実にしていただきたい。

また、この新しい学習指導要領が学校段階ごとに順次実施されていく中、次に向けて国では動き始めている。次期の改革は「高等学校」が中心であることは、間違いないことであり、その助走として、平成22年10月から鈴木文部科学副大臣の指示により高等学校の現状のヒヤリングが全国規模で実施され、平成23年11月からは、中央教育審議会初等中等教育分科会に「高等学校教育部会」を設けられた。これは、今回の学習指導要領が義務教育を中心として改訂された経緯と同じ状況である。これまでの改訂の経緯を参考に、これからの教育改革や施策の方向をとらえる一助になれば幸いである。各高等学校は「地方」のものである。国の大きな方向を捉えながら、「地方の時代」に相応しい確実な高校教育が一層進められることを期待したい。